

第 1 章

総 則

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、利尻富士町防災会議が作成する計画であり、利尻富士町の地域において、予防、応急、復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町における万全を期することを目的とする。

- 1 利尻富士町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

利尻富士町地域防災計画は、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念により、自助(住民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向

上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者障がい者の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|---|---------|------------------------------------------------|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) |
| 2 | 救助法 | 災害救助法(昭和22年法律第118号) |
| 3 | 基本条例 | 北海道防災対策基本条例(平成21年北海道条例第8号) |
| 4 | 防災会議 | 利尻富士町防災会議 |
| 5 | 災害対策本部長 | 利尻富士町災害対策本部長 |
| 6 | 防災計画 | 利尻富士町地域防災計画 |
| 7 | 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 8 | 防災関係機関 | 利尻富士町防災会議条例(昭和37年条例第19号)
第3条第5項に定める委員の属する機関 |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正し、その結果を北海道知事に報告する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策により計画の変更又は削除を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱の主なものは、次のとおりである。

1 利尻富士町

機関名	事務又は業務
利尻富士町役場	(1) 防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (5) 自主防災組織の充実を図ること (6) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (8) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること
利尻富士町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る町立学校施設の使用に関すること (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること (4) 文教施設及び文化財の保護対策等の実施に関すること
利尻礼文消防事務組合 (利尻富士支署・利尻富士町消防団)	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること (2) 被災地の警戒体制に関すること (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること
利尻郡学校給食組合	(1) 災害時における福祉対策部との協力に関すること (2) 児童生徒等の給食に関すること (3) 災害時における被災者の炊き出しに関し、施設提供など協力に関すること
利尻郡清掃施設組合	(1) 災害時における福祉対策部との協力に関すること (2) 災害時におけるごみ処理に関すること

2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道開発局 稚内開発建設部	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 公共関係施設、港湾の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
北海道財務局 旭川財務事務所	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること (2) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと (3) 災害時における特例措置についての金融機関の指導に関すること (4) 災害時における地方公共団体等への国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること
北海道森林管理局 宗谷森林管理署 鷲泊治山事業所	(1) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること (3) 国有林野、河川からの土砂流出未然防止対策及び復旧対策に関すること (4) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用剤の供給に関すること
北海道運輸局 旭川運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること (2) 災害時における海上輸送及陸上輸送の連絡調整を行うこと (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと (4) 流氷の接岸等により定期船が途絶した場合の生活物資等の輸送及び連絡調整を行うこと
稚内海上保安部	(1) 気象情報等の船舶への周知及び災害情報の収集を行うこと (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等を行うこと (3) 災害時において、り災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと (4) 海上における人命の救助を行うこと (5) 海上における船舶交通の安全の確保を図ること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持を行うこと

機関名	事務又は業務
稚内地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと (7) 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用管理を行うこと (2) 非常通信協議会の運営に関すること

3 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第2師団 第3普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 (4) 人命又は財産保護のための応急救援活動及び応急復旧活動に関すること

4 北海道

機関名	事務又は業務
宗谷総合振興局 地域政策課	(1) 宗谷地域災害対策連絡協議会の運営に関すること (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること (3) 災害予防対策、災害応急対策に関すること (4) 町及び指定公共機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること (7) その他災害発生の防ぎよ又は被害拡大の防止のための措置に関すること
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 利尻出張所	(1) 所轄道路・河川・海岸・砂防施設の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること
宗谷総合振興局 保健環境部 利尻地域保健支所	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること (2) 災害時における医療救護活動に関すること (3) 災害時における防疫活動に関すること

5 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
稚内警察署 鷺泊駐在所 鬼脇駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関すること (5) 危険物に対する保安対策に関すること (6) 広報活動に関すること (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること

6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 鷺泊郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関すること
株式会社NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
KDDI株式会社 北海道総支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
ソフトバンクモバイル 株式会社	(3) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること
ソフトバンクテレコム 株式会社	
北海道電力株式会社 稚内営業所	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
日本赤十字社北海道支部 利尻富士分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること (2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)の受入れに関すること (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること (4) 災害義援金の募集(配分)に関すること
日本通運株式会社 稚内支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと

7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人北海道医師会及び宗谷医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと
一般社団法人北海道歯科医師会及び稚内歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと
公益社団法人北海道獣医師会	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと
社団法人北海道バス協会及び地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会及び利尻富士町社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 (4) 被災生活困窮者に対する世帯構成資金の融資及び斡旋に関すること (5) 被災者の保護についての協力に関すること
ハートランドフェリー株式会社	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援を行うこと

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
利尻漁業協同組合	(1)共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2)被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
利尻富士町商工会	(1) 災害時における救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること (2)商工業者の 経営指導及び復旧資金の斡旋に関すること
利尻富士建設協会	(1) 災害時における応急対策及び災害復旧に関すること
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
鷺泊・鬼脇救難所	(1)海上災害時における所員の動員に関すること
電気通信事業者	(1)災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1)災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
避難場所の管理者	(1)避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策実施についての協力に関すること
自治会	(1)災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること (2)災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災減災に関すること

第7節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に立ち、平常時から防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法を確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 災害時要配慮者へ配慮
- (7) 自主防災組織の結成

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況を把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 道・町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら

防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育を実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーン(生産から消費者までのプロセス)の確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況を把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報を提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者を救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域に貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、

当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日(9月1日)、防災週間(8月30日～9月5日)、水防月間(5月)、土砂災害防止月間(6月)、山地災害防止キャンペーン(5月20日～6月30日)、津波防災の日(11月5日)、防災とボランティアの日(1月17日)、防災とボランティア週間(1月15日～21日)等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。